

教職員の皆様へ

体調不良者・新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの罹患者の対応について

何らかの体調不良を認める方は出勤をせず、各部局の総務担当へ報告し、体調不良時対応フローチャート（教職員用）に基づいて行動してください。

新型コロナウイルス感染症に罹患した方は「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」、インフルエンザに罹患した方は「インフルエンザと診断された方へ」、体調不良を認めるも新型コロナウイルスの検査が陰性で、インフルエンザも陰性またはインフルエンザの検査が未実施の方は「新型コロナウイルスの検査が陰性で、インフルエンザも陰性またはインフルエンザの検査が未実施の学生・教職員の方へ」に基づき、一定期間出勤を控え、自宅待機してください。

なお、5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者」として特定されることはなく、「濃厚接触者」として外出自粛等を求められることはありません。ただし、「5類」に移行しても、新型コロナウイルスの感染力や病原性が変わるわけではありません。新型コロナウイルス感染症に感染した方と長時間接触した方は、その後の体調管理を十分に行ってください。

不明な点があれば、各担当部局へ連絡してください（平日の8:30～17:15）。なお、2023年3月1日より休日、時間外の受付は終了しています。